

## 台東区道路位置指定（変更・廃止）申請基準

平成18年2月改訂

### 1. 指定の取扱い基準

提出書類について

#### 1) 申請書及び通知書（区細則・第7号様式）

NO.	名 称	内 容
1	道路位置指定申請書	区細則第17条（第7号様式）
2	申請者	道路の築造に関係ある者。ただし共同名義でもよい。
3	申請代理人及び図面作成者	原則として建築士、測量士、司法書士、又は土地家屋調査士の資格を有するもの。（委任状を添付する）
4	申請道路の地名地番	申請に係る道路部分の地名地番を記入する。
5	申請道路の幅員延長	イ. 幅員は道路中心に直角に測る。 ロ. 延長は道路各部分の中心線の長さを合計したもの。 なお、単位はメートル（小数点以下第2位まで）とする。
6	自動車の回転広場	面積を記入し単位は平方メートル（小数点以下第2位まで）とする。

#### 2) 申請図（区細則・第8号様式）

NO.	名 称	内 容
1	付近見取図 縮尺1/2500以上	イ. 方位、申請道路の位置、付近の目標、街区及び既存道路等の状況を明確に表示する。 ロ. 申請地周辺の住居表示番号を記入する。
2	地籍図 縮尺1/200以上	イ. 申請図の凡例にしたがって図示する。 ロ. 方位は付近見取図と一致させる。 ハ. 地番、地番界を記入する。 ニ. 申請道路について幅員、延長、周囲の長さ及び杭の位置を明示する。 ホ. 既存道路について、建築基準法上の種別と位置及び幅員を明示する。また指定済道路の場合は、指定年月日、番号も記入する。 ヘ. 敷地周囲の長さを示し、既存建築物及び予定建築物の配置、用途及び主要出入口の方向を明示する。特に袋路状の敷地については、間口、幅員延長を記入する。 ト. 各敷地及び地番ごとに、承諾を必要とする権利者名をそれぞれ権利別に記入する。 チ. がけ、擁壁等、高低差のある場合は、その数値を表示し、

		<p>鉄道、町界、池、立木等がある場合はそれぞれ図示する。</p> <p>リ. 排水設備及び流末経路を図示する。</p>
3	<p>構造図</p> <p>縮尺1/50以上又は 1/200以上</p>	<p>イ. 道路の横断面図（1/50以上）</p> <p>側溝、境石、暗渠、道路面の構造を図示する。なお擁壁等がある場合はその断面等を記入する。</p> <p>ロ. 道路の縦断面図（1/200以上）</p> <p>縦方向に高低差のある場合は、その高低差及び勾配（12%以下）等を図示する。</p>
4	<p>公図写</p> <p>縮尺1/600</p>	<p>イ. 申請道路の位置を点線で記入する。</p> <p>ロ. 方位は付近見取図と一致させ、写した年月日、場所及び写した者の氏名を記載し捺印をする。</p>
5	<p>承諾書</p>	<p>イ. 権利別に承諾者の住所、氏名を記入し印鑑登録された印鑑（実印）で承諾印を捺印する。</p> <p>ロ. 承諾年月日は、関係権利者全員の承諾を得た日を記入する。</p> <p>ハ. 親権者、法定代理人、公有地管理者のある場合は、これらの資格を権利別欄に記入する。</p> <p>ニ. 図面のつなぎ合わせ目には関係権利者全員の割印を押す。</p>
	<p>承諾を必要とする範囲</p>	<p>イ. 道路となる土地、道路に沿接する敷地、又はそれらの土地にある建築物もしくは工作物に関して権利を有する者及び非常用通路部分の関係権利者（公有地も同じ）。</p> <p>ロ. 隣接地の承諾が得られないため、やむをえず隣地境界線から離して道路を設定する場合は、原則として15cm以上離すこと。</p> <p>ハ. 道路法の道路に接続する場合は、道路管理者の承諾は不要。</p> <p>ニ. 仮登記権者（ただし売買契約書等、権利の移行を明確に表す書類を添付された場合を除く）</p> <p>ホ. 共有物件の場合は全権利者</p> <p>ヘ. 抵当権等の設定がある場合は、債権者の承諾代表機関名、代表者氏名を記載し代表者の承諾印を捺印する。</p> <p>ト. 私道に接続して指定する場合は、その私道接続部分の土地所有者。</p>
6	<p>添付書類</p>	<p>イ. 印鑑証明書（受付時において発行から3ヶ月以内）</p> <p>関係権利者全員の印鑑証明書を添付する。法人の場合はその法人の代表者事項証明書も添付する。</p> <p>ロ. 土地、建物の全部事項証明書（受付時において発行から3ヶ月以内）</p>

		<p>道路となる土地及び道路に沿接する土地各筆、建物（工作物含む）についての全部事項証明書を添付する。</p> <p>ハ．委任状 申請者に代わり代理人が申請手続きを行なう場合は委任状を添付する。</p> <p>ニ．その他</p> <p>①東京都風致地区条例第3条による許可を要する行為に該当する場合は、許可書の写しを添付する。</p> <p>②公有地（道路敷）に接して指定する場合、原則として東京都財務局の境界査定の図を添付する。</p> <p>③権利にかかる相続がある場合は、戸籍謄本等を添付する。</p> <p>④区画整理事業区域内の場合は、土地区画整理法第76条の許可書の写しを添付する。</p> <p>⑤都市計画事業区域内の場合は、都市計画事業施行者への照会と回答書の写しを添付する。</p> <p>⑥登記されていない建築物については、家屋評価証明書や家屋所在証明書等により権利者を確認する。</p>
--	--	--

## 2. 道路築造基準

NO.	種 別	内 容
1	基 本 事 項	<p>イ．建築基準法、施行令第144条の4に準拠すること。</p> <p>ロ．敷地面積が500㎡以上の場合は都市計画法第29条の開発行為の許可を必要とする。</p>
2	道路幅員・標識杭	<p>イ．指定申請道路の幅員は4m以上とする。</p> <p>ロ．側溝をL型側溝以外の構造とする場合は事前に打合わせを行なうこと。</p> <p>ハ．道路位置を明確に保持するため、道路と宅地との境界に側溝又は境石等を設けるとともに、道路の縦断方向の中心要所に標識杭を設置すること。（ただし土地の状況により、この措置がとれない場合は事前に打合わせを行なうこと。）</p>
3	道路仕様・排水設備	<p>イ．道路面はアスファルト簡易舗装仕上げ以上の構造とする。又敷地内、道路内の排水は同地内マンホールに集水した後、公道集合桝に導入できるよう完備する。</p> <p>ロ．道路部分に埋設する配水管、給水管、ガス管等につい</p>

		ては、関係部署と事前に打合わせを行なうこと。
4	道路勾配	<p>イ. 道路勾配が12%以下であり、かつ階段状でないこと。ただし、道路となる土地の高低差が著しく、スロープとすることができない場合は階段状とすることができる。その場合は下記のとおりとする。(建築基準法施行例第23・24条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 階段は「けあげ」が16cm以下、「踏面」26cm以上であること</li> <li>・ 階段の高さが3mを超える場合は、高さ3m以内ごとに踏幅1.2m以上の踊場を設ける</li> <li>・ 階段の上面は、石、コンクリート等の硬質材料による構造であること</li> </ul> <p>ロ. 道路が崖地及び水路等に接する場合は、安全上転落防止柵等を設置すること。また、擁壁等については、構造計算により安全を確かめること。</p>
5	すみ切り	<p>イ. 申請道路が同一平面で交差し、もしくは接続し、または屈折する箇所は、角地の隅角をはさむ辺の長さ2mの二等辺三角形部分を道路に含む「すみ切り」を設ける。</p> <p>ロ. 角地の隅角が60度未満の場合は底辺2m以上の「すみ切り」とする。</p> <p>ハ. やむをえず片側に設ける場合は底辺4m以上の「すみ切り」とする。</p> <p>ニ. 歩道道路が2m以上の道路に接続する場合や角地の隅角が120°以上の場合、すみ切りの設置は免除する。</p>
6	袋路状道路	<p>イ. 施行令第144条の4第1項第1号ロに掲げる公園、広場、その他これらに類するものを利用とする場合は、常時通行しても支障ないことについて、その管理者の承諾を必要とする。(承諾書添付)</p> <p>ロ. 施行令第144条の4第1項第1号ハに掲げる自動車の回転広場は「T型」「ト型」とし、奥行き延長は5.5mとする。(参考図参照)</p>

### 3. 廃止・変更の取扱い基準

NO.	種 別	内 容
1	基 本 事 項	<p>イ. 位置の指定を受けた道路、その他の私道を変更又は廃止するときは道路位置の指定申請を準用する。</p> <p>ロ. 道路位置指定申請図のうち構造図を省略できるものは次の場合とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">○道路の廃止</p> <p style="padding-left: 2em;">○道路位置の変更で新たに築造を要しないもの。</p> <p>ハ. 法第43条1項、令144条の4及び東京都建築安全条例に抵触する敷地を生ずることとなる変更・廃止は認めない。</p> <p>ニ. 通り抜け道路の一部廃止は原則として認めない。</p> <p>ホ. 一本の道の一部だけ幅員を変更することはできない。</p> <p>ヘ. 廃止により路地状となる敷地が生じる時は、路地状部分の使用関係を明確にし、借地の場合は、建築敷地として使用承諾書を取り交わし、その写しを添付する。</p> <p>ト. 上、下水道、ガス管等が埋設してある道路を廃止する場合は、廃止後も通路として残すよう配慮すること。</p> <p>チ. 廃止または変更により、直接影響を及ぼすと考えられる部分の権利者の承諾を得るようにする。</p>

連絡先：台東区 都市づくり部 建築課 狭あい道路係  
TEL 03 (5 2 4 6) - 1 3 3 7 直通